

2021年10月12日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子慎 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

(写し) 報道関係者各位

リニアから住環境を守る田園調布住民の会
代表・原告団長 三木一彦
事務局 真保雅一
東玉川事務局 松本清
住民の会顧問弁護士 朝倉正幸

調査掘進着手に対する緊急抗議声明

昨日**10月11日(月)**に唐突に調査掘進なる名目での初期掘進を**14日(木)**から行う旨のチラシが投函されました。

私達はこの様な企業倫理や社会常識からも大きく逸脱した住民軽視の暴挙に強く抗議すると共に、調査掘進の強行を止めることを求めます。

昨年**10月**にリニアと同じシールド工法により外環道の調布市で陥没事故が起きた後、**JR東海**は何ら独自の調査を実施することなく、**6月8日**にマスコミを排除した「安全・安心の説明会」をコロナ禍の緊急事態宣言下に品川の一会場に大田区、世田谷区、品川区の住民を集めて行うという非常識なやりかたで開催しました。。

この説明会の内容は危惧していた通り、外環道の調査委員会の「特殊な地盤で、施工管理に問題があった」とする内容を含む報告内容を都合よく利用し、「リニアルートには特殊な地盤は無く、しっかり施工管理を行うので安全」との内容空虚にして住民の理解を得られるものではありませんでした。しかも、住民から多くの質問の手があがっているのを一方的に打ち切っておきながら、「住民の理解を得られた」と報道発表を行うという悪質なやり方でありました。

8月27日、29日、9月1日には**3区**の住民を品川区の施設一か所に集めると

いう前回同様の常識に反する手法で突然調査掘進（実質的な初期掘進）を開始するとの説明が行われました。

調査掘進なるシールド用語集にも記載のない **JR 東海** の造語と思われるものは、事実上の初期掘進であり掘進開始の既成事実を作る目的に他ならず、到底容認できるものでは無く中止を求めます。

そもそも、国交省は外環道の陥没事故を受けてシールドマシンの安全基準を定めるための検討会を発足させたばかりであり、第一回目は **9 月 28 日** に開催されたと承知しています。

本来であれば監督官庁である国交省としては検討会からガイドラインなり指針が出され、**JR 東海** が指針への適合性の検証・確認を終えて十全な報告をして、その妥当性が認められるまでは一切のシールド工事を調査掘進名目であれ控えるよう指導すべきものと思料され、至急その指導を行う事を求めます。

この検討会は外環道の陥没事故や、同様の事故が予想されるリニアトンネル工事を念頭に立ち上げられたものであって、小口径の上下水道管工事の類のためのもので無い筈であると理解しております。

そうであれば、**JR 東海** も国交省の検討会を無視して工事を開始するなどという事は、有ってはならないものと考えます。

3 兆円もの巨額の財投も投じられ、リニア新幹線事業は単なる一民間企業の事業では無く、事実上の国策的事業になっていると広く理解されている所です。

そうであれば、国交省も「事業主体は **JR 東海** です」などという責任回避は出来ない筈で、本事業の監督官庁であると共に憲法 **15** 条第 **2** 項に定められている「全体の奉仕者」としての職責を果たすべきものと存じます。

この様な暴挙を容認する事により国交省が「一部の奉仕者」であるかの誤解を生じさせることは避けるべきものと思料される次第です。

リニア工事差止訴訟の第一回期日の（**10 月 26 日**）直前であり、かつ衆院選前というこのタイミングでの調査掘進着手には、急いで工事着手の既成事実を作りたいとの住民軽視の意図的なものと受け止められることと存じます。

以上